2024年９月27日

株主各位

東京都千代田区紀尾井町４番１号
ニューオータニガーデンコート１２階
株式会社ＲＥＶＯＬＵＴＩＯＮ
代表取締役社長　新　藤　弘　章

招集通知記載事項の一部訂正について

当社「臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知」につきまして、記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、お詫び申し上げるとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記の通り訂正させていただきます。

記

１．訂正箇所
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知　42ページ及び43ページ
株主総会参考書類
第６号議案　定款一部変更について
⑵変更の内容

２．訂正内容（訂正箇所は朱書きにて表示しております）
【42ページ】
（訂正前）

（変更部分を下線で示しています）

現行定款	変更案
（金銭を対価とする取得請求権） 第10条の13　(1)　（省略） (2)　（省略） (3)　各Ｂ種種類株式を取得するのと引換えに交付する金銭の額 対価金銭の額は、金銭対価取得請求に係る各Ｂ種種類株式の数に、1,000,000円を乗じて得られた額とする。	（金銭を対価とする取得請求権） 第10条の13　(1)　（省略） (2)　（省略） (3)　各Ｂ種種類株式を取得するのと引換えに交付する金銭の額 対価金銭の額は、金銭対価取得請求に係る各Ｂ種種類株式の数に、10,000,000円を乗じて得られた額とする。但し、Ｂ種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、Ｂ種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。

（訂正後）

（変更部分を下線で示しています）

現行定款	変更案
（金銭を対価とする取得請求権） 第10条の13　(1)　（省略） (2)　（省略） (3)　各Ｂ種種類株式を取得するのと引換えに交付する金銭の額	（金銭を対価とする取得請求権） 第10条の13　(1)　（省略） (2)　（省略） (3)　各Ｂ種種類株式を取得するのと引換えに交付する金銭の額

対価金銭の額は、金銭対価取得請求に係る各Ｂ種種類株式の数に、1,000,000 円を乗じて得られた額とする。	対価金銭の額は、金銭対価取得請求に係る各Ｂ種種類株式の数に、10,000,000 円を乗じて得られた額とする。但し、Ｂ種種類株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、Ｂ種種類株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。

【43 ページ】

（訂正前）

現行定款	変更案
（金銭を対価とする取得条項（強制償還）） 第 10 条の 14　当会社は、各Ｂ種種類株式発行後、いつでも、各Ｂ種種類株主に対して、当会社の取締役会が別途定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、各Ｂ種種類株主又は各Ｂ種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第 461 条第２項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、各Ｂ種種類株式の全部又は一部を取得することができる。各Ｂ種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該各Ｂ種種類株式の数に 1,000,000 円を乗じて得られた額とする。なお、一部取得を行うにあたり、取得する各Ｂ種種類株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。	（金銭を対価とする取得条項（強制償還）） 第 10 条の 14　当会社は、各Ｂ種種類株式発行後、いつでも、各Ｂ種種類株主に対して、当会社の取締役会が別途定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、各Ｂ種種類株主又は各Ｂ種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第 461 条第２項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、各Ｂ種種類株式の全部又は一部を取得することができる。各Ｂ種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該各Ｂ種種類株式の数に 10,000,000 円を乗じて得られた額とする。但し、Ｂ種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、Ｂ種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。なお、一部取得を行うにあたり、取得する各Ｂ種種類株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

（訂正後）

現行定款	変更案
（金銭を対価とする取得条項（強制償還）） 第 10 条の 14　当会社は、各Ｂ種種類株式発行後、いつでも、各Ｂ種種類株主に対して、当会社の取締役会が別途定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、各Ｂ種種類株主又は各Ｂ種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第 461 条第２項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、各Ｂ種種類株式の全部又は一部を取得することができる。各Ｂ種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該各Ｂ種種類株式の数に 1,000,000 円を乗じて得られた額とする。なお、	（金銭を対価とする取得条項（強制償還）） 第 10 条の 14　当会社は、各Ｂ種種類株式発行後、いつでも、各Ｂ種種類株主に対して、当会社の取締役会が別途定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、各Ｂ種種類株主又は各Ｂ種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第 461 条第２項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、各Ｂ種種類株式の全部又は一部を取得することができる。各Ｂ種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該各Ｂ種種類株式の数に 10,000,000 円を乗じて得られた額とする。但し、

一部取得を行うにあたり、取得する各Ｂ種種類株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。	Ｂ種種類株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、Ｂ種種類株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。なお、一部取得を行うにあたり、取得する各Ｂ種種類株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

以上